

産業機械課関係団体御中

平素より大変お世話になっております。

経済産業省の和田と申します。

新型コロナウイルス感染症対策に関連した国際的な人の往来の再開（新たな水際

対策）についてご連絡させていただきます。

会員企業の皆様に周知の程よろしく願いいたします。

9月25日（金）の新型コロナウイルス感染症対策本部（第43回）にて、新規入国許可対象の拡大、航空機の到着港限定の措置の緩和を検討する方針が決定されました。

これにより、10月1日から、入国者数は限定的な範囲に留まりますが、原則として全ての国・地域から順次、新規入国が可能となります。

==国際的な人の往来の再開に関する決定==

## 1. 新規入国許可対象の拡大

（1）感染状況の落ち着いている国・地域との間で開始している「レジデンストラック」（注1）について、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、新規入国を許可する。

（2）さらに、10月1日から、原則として全ての国・地域の上記と同様の対象者について、順次、新規入国を許可。防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とする（注2）。ただし、入国者数は限定的な範囲に留める。

（注1）「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（第38回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年6月18日)）に関し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とする仕組みのうち、入国後14日間の待機は維持するもの。タイ、ベトナム、カンボジア、台湾、マレーシア、ミャンマー、ラオス、シンガポール、ブルネイの9か国・地域との間で運用を開始又は開始に合意。豪州、ニュージーランド、韓国、中国、香港、マカオ、モンゴルの7か国・地域との間で交渉中。

(注2) 出国前検査証明(入国拒否対象地域のみ)、入国後14日間の自宅待機・公共交通機関不使用等の防疫措置について、受入企業・団体が誓約書を通じて確約する。

## 2. 実施中の水際対策

第42回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年8月28日開催)において当分の間実施することとした水際対策の措置のうち、航空機の到着空港の限定の措置については、各空港における入国時の検査能力の確保等の状況を踏まえ順次緩和を検討することとし、当該緩和は、検査能力の確保等の条件が整った空港から実施することとする。

なお、コロナ対策本部の資料は下記リンクよりご覧いただけます。(国際的な人の往来の再開は末尾のページ「資料4」)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sidai\\_r020925.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020925.pdf)

追加情報等がありましたら、ご連絡させていただきます。

=====  
経済産業省 製造産業局 産業機械課  
企画調整係  
和田 樹 <WADA Tatsuki>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
TEL: 03-3501-1691  
FAX: 03-3580-6394  
E-mail: wada-tatsuki@meti.go.jp  
=====